

土地改良事業計画設計基準・計画「農業用水（水田）」の改定について

(農村振興局)

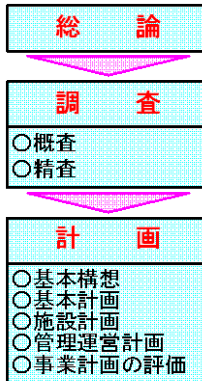
1. はじめに

土地改良事業は、食料・農業・農村基本法が掲げる基本理念の実現に向け、農業生産基盤の整備を図るものであり、かつ、多額の公共投資を伴うものであることなどから、土地改良法に規定された目的及び原則、同法施行令に規定された基本的要件を満たすべく、透明で客観的な基準に基づき、精粗の差なく公平・公正に実施することが必要である。

こうした観点から、適正かつ円滑な事業の実施が図られるよう、土地改良法及び同法施行令の規定を補完するものとして、土地改良事業計画策定に当たっての土地改良事業計画基準を定めている。

計画基準は、事業工種ごとに定めており、総論、調査（概査、精査）、計画（基本構想、基本計画、施設計画、管理運営計画、事業計画の評価）という構成となっている。

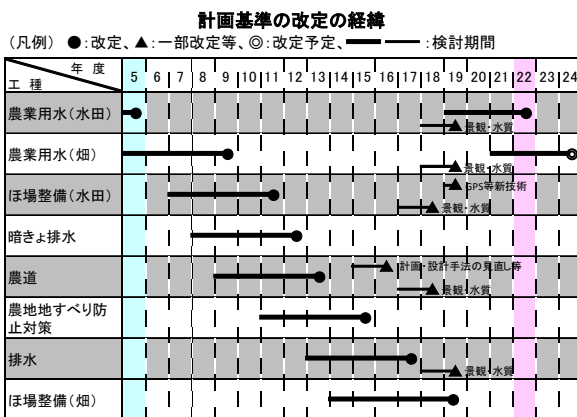
計画基準の内容



2. 計画基準「農業用水（水田）」の改定

計画基準「農業用水（水田）」は、水田かんがいを中心とする農業用水の確保・利用を行うための土地改良事業計画を対象として、平成5年に制定され、これまで17年が経過しており、土地改良法の改正や食料・農業・農村基本計画の策定などの情勢の変化に即し、既存施設の機能保全対策や更新等及び環境との調和への配慮に対応ができるよう、現行基準の内容を改定し充実させることが必要となっていた。

このため、平成19年度から改定に着手し、有識者からの知見や事業計画作成実務者からの意見を聞きながら改定を進めてきた。



計画基準「農業用水（水田）」をめぐる主な背景

H5年 現行の計画基準を制定

- ・H11年「食料・農業・農村基本法」の制定
- ・H13年「土地改良法」の改正
- ・H15年「土地改良長期計画」の策定
- ・H17年「食料・農業・農村基本計画」の策定
- ・H19年「農林水産省生物多様性戦略」の策定
- ・H20年「土地改良長期計画」の策定
- ・H22年「食料・農業・農村基本計画」の策定

既存施設の機能保全対策や更新等及び環境との調和への配慮に対応させた基準に改定することが必要

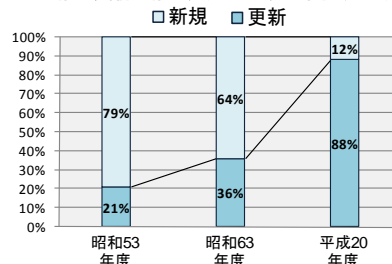
3. 主要な改定項目

(1) 既存施設の機能保全対策と更新等

① 課題

現行基準には、新規事業と更新事業を区分しての記載はなく、機能保全対策や更新等に関する調査項目、計画策定に当たっての留意事項等の記載が十分ではないため、更新事業の増加に対応した適切な改定が必要となっていた。

水田地域の国営かんがい排水事業等の新規整備と更新整備の実施地区数の推移(割合)



② 改定内容

- ・「第1章 総論」（「ライフサイクルコストの低減」等の位置付け）
「基準」の「基本的考え方」に「施設のライフサイクルコストを低減するための機能保全対策や更新等について検討する」ことなどを追記。
- ・「第2章 調査」（必要となる調査の追記）
「解説」の「精査」に「既存施設について、（中略）機能診断を行うことにより、補修・補強、更新等が必要な施設の明確化及び長期的な機能保全に係る計画の検証に利用する」ことなどを追記。
- ・「第3章 計画」（「ライフサイクルコストの低減」等を記載）
「運用」の「施設計画」に「機能診断結果に基づき、施設の有効活用と長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する観点から、機能保全対策や更新等について検討する」ことなどを追記。

（2）環境との調和への配慮

① 課題

平成13年の土地改良法の改正において、事業の実施に当たり環境との調和に配慮することが規定されたが、現行基準には、調査項目や計画策定に当たっての留意事項等が記載されていないため、環境との調和への配慮に対応した適切な改定が必要となっていた。

② 改定内容

- ・「第1章 総論」（環境との調和への配慮を明確に位置付け）
「基準」の「基本的考え方」に「環境との調和に配慮しつつ、農業・農村が有する多面的な機能の発揮にも留意し検討する」ことなどを追記。
- ・「第2章 調査」（必要となる調査の追記）
「運用」の「概査」及び「精査」に「環境に関する調査」等の実施などを追記。
- ・「第3章 計画」（検討や策定すべき項目を記載）
「基準」及び「運用」の「基本計画」に「環境との調和への配慮に係る計画」の策定などを追記。

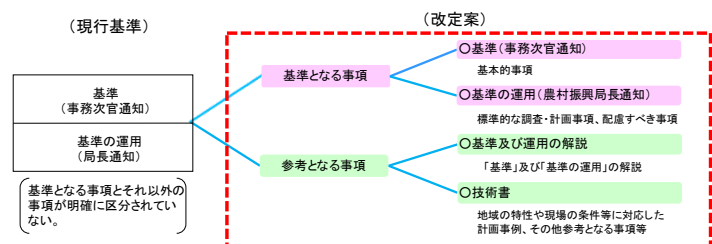
（3）基準の構成再編

① 課題

現行基準は、「基準となる事項」と地域の特性等に対応した計画作成の「参考となる事項」が明確に区分されておらず、記述のすべてが「基準となる事項」とであると硬直的に解釈され、画一的な計画となることが懸念されていた。

② 改定内容

「基準となる事項」を「基準」及び「基準の運用」に整理し、「参考となる事項」を「基準及び運用の解説」及び「技術書」に整理した。



4. 今後の予定

本基準の改定は、平成22年4月20日に開催された食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会において審議され、答申を得たところである。

今後、改定基準の文書の通知と併せ、「基準の運用」及び「基準及び運用の解説」を通知する。

改定内容等については、農林水産省のホームページへの掲載、地方農政局等で開催される事業計画担当者会議等における説明会の実施などにより周知を図る。